

障害者虐待防止法について

1. 施行時期 平成24年10月1日
2. 目的・内容 障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、被虐待障害者の保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利擁護に資する
3. 対象 すべての国民。障害者への虐待発見者は、行政機関等に速やかに通報する義務がある。(通報者の秘密は守られる)
4. 虐待種類 ①身体的虐待 ②性的暴力 ③心理的暴力
④ネグレクト ⑤経済的虐待 *18歳未満は児童虐待防止法
5. 虐待者分類 ①養護者(家族・同居者等) ②障害者施設従事者
③事業所の使用者
6. 防止対策 ①障害者虐待防止及び養護者に対する支援に関する周知啓発
7. 発生時対応 ①市が障害者虐待の通報届出・受理先(基本24時間受付対応)
(市の責務)

開庁時：障がい福祉課	閉庁時：本庁日直⇒障がい福祉課長
------------	------------------

↓「養護者(家族・同居者等)」の場合
②障害者通報の内容に基づき情報収集・対応調整会議
③複数職員訪問による障害者虐待の事実確認
④障害者の措置
⑤障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言を実施。
*施設従事者等の場合⇒市から県へ報告(県対応)
使用者の場合⇒市から県へ通知⇒県が労働局に報告(労働局対応)

問い合わせ先

260-5665

障がい福祉課